

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成23年8月10日まで縦覧に供する。

平成23年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成23年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会

橋本 時雄

高松市女木町15番地22

3 定款に記載された目的

この法人は、高松市女木町及びその周辺地域における観光事業の推進を図る為、瀬戸内海国立公園の景観や特色ある歴史と文化を大切にされた地域社会を創造し、産業と経済の発展や特産品の開発などで活力ある町づくりに寄与することを目的とする。